【注意】化学物質管理は製造業などの工業的業種だけのもの ではありません。

→ 化学物質とは縁遠いと考えられる非工業的な業種(特に接客娯楽業)等に おいても、化学物質に起因する労働災害が多く発生しています。

事例1 ートイレ清掃中にフッ化水素中毒発症ー

換気をせずにトイレを清掃中、洗浄剤(フッ化水素含有)を使用して作業していたところ、咳、発熱、関節痛、倦怠感が現れ、病院へ。フッ化水素中毒と診断。

|事例2| 一使用済みガスボンベの廃棄作業中に火災が発生-

カセットコンロ用の使用済みガスボンベ (ブタンガス使用) を廃棄するために 穴をあける作業中に火災が発生し、火傷を負った。

|事例3| 一厨房清掃中に塩素中毒-

厨房床面を洗浄するため、漂白剤と水酸化ナトリウムを主成分とする厨房機器・設備用洗剤を混入させ、厨房に撒き洗浄したところ、ふらつきがひどくなり病院へ。塩素ガス中毒と診断された。

事例4 一施設の壁清掃時に呼吸困難に一

次亜塩素酸ナトリウム含有のカビ取り用洗剤を用いて壁の清掃中、汚れの落ちが悪いところに洗剤を希釈せずに原液で使用(通常は 500 倍に希釈して使用)していたところ息苦しい症状が生じ病院へ。次亜塩素酸ナトリウム中毒と診断。

事例5 一厨房内で灯油による急性中毒ー

厨房の排気設備清掃作業中、灯油を入れた缶を倒しダクト内に流入したが、そのまま作業を続けたところ、おう吐等の症状が現れた。救急搬送され急性薬物中毒と診断された。

事例6 一粘着テープの跡を拭き取る際に有機溶剤を用いて中毒ー

レジカウンター上の粘着テープの跡を洗浄剤で拭き落とす作業中、洗浄剤の瓶を転倒させ床にこぼしたが、雑巾で拭き取りレジカウンターの下のゴミ箱に捨てたまま作業を続けたところ、頭痛、吐き気等の症状が出て病院へ。有機溶剤中毒と診断された。

事例7 - 美容師が毛染め剤にかぶれる、ネイリストが喘息を発症-

美容院で美容師が毛染め剤を素手で扱っていて皮膚にかぶれができた。 ネイリストがネイルダストを吸い込んで喘息を発症した。

事例8 ードライアイスで酸欠状態にー

ドライアイスの輸送作業中、車内で作業していたところドライアイスから発生 した二酸化炭素ガスのため車内が酸欠状態となり意識を失いかけた。